

**青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を  
 定める条例等の一部を改正する等の条例の制定について**

**1 制定理由**

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第16号。令和6年1月25日公布）が公布されたことに伴い、関係する条例について、所要の改廃をするために制定するもの。

**2 改廃する条例**

条例 番号	条例の名称
1	青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年青森市条例第4号)
2	青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年青森市条例第5号)
3	青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年青森市条例第6号)
4	青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第8号)
5	青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第8号)【令和6年6月1日施行】
6	青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第9号)
7	青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第9号)【令和6年6月1日施行】
8	青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第10号)
9	青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介 護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第11号)
10	青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (平成26年青森市条例第44号)
11	青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成26年青森市条例第45号)
12	青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第12号)
13	青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成25年青森市条例第13号)
14	青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成30年青森市条例第3号)
15	青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 (令和3年青森市条例第9号)
16	青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年青森市条例第14号)【廃止】

### 3 改正の内容

#### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

##### ア 質の高い公正中立なケアマネジメント

- ・居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い
- ・他のサービス事業所との連携によるモニタリング

##### イ 医療と介護の連携の推進

- ・医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化
- ・協力医療機関との連携体制の構築
- ・介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し

##### ウ 感染症や災害への対応力向上

- ・新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

##### エ 高齢者虐待防止の推進

- ・身体的拘束等の適正化の推進

##### オ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

- ・一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入
- ・モニタリング実施時期の明確化
- ・モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付

#### (2) 自立支援・重度化防止に向けた対応

##### ア リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等

- ・特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理の強化

##### イ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進

- ・ユニットケア施設管理者研修の努力義務化

#### (3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

##### ア 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
- ・生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化

##### イ 効率的なサービス提供の推進

- ・管理者の責務及び兼務範囲の明確化
- ・(看護)小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し
- ・公正中立性の確保のための取組の見直し
- ・介護支援専門員1人当たりの取扱件数(基準)

#### (4) その他

- ・「書面掲示」規制の見直し
- ・看護小規模多機能型居宅介護におけるサービス内容の明確化
- ・居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長
- ・語句や条ずれ等の整理

### 4 施行期日

令和6年4月1日

ただし、条例番号5及び7の(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション及び(介護予防)通所リハビリテーションのサービスについては、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、施行期日は令和6年6月1日となる。